

ビルメンテナンス業務に係る最低制限価格制度の運用について

令和8年4月28日決裁

現在の物価上昇を踏まえた適正な価格転嫁を図るため、熊谷市が発注するビルメンテナンス業務の入札において、最低制限価格制度を下記のとおり運用する。

記

1 対象

設計金額が100万円を超えるビルメンテナンス業務に係る競争入札

※ビルメンテナンス業務とは、建物総合管理業務、人的警備業務、建物清掃業務、電話交換・受付案内業務、施設設備の保守点検・管理運転業務、その他これに付随する業務をいう。）

2 設定方法

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接人件費の額
- (2) 直接物品費の額
- (3) 業務管理費の額に10分の3を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

3 適用方法

予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格未満の価格をもって入札した者については、失格とする。

4 予定価格調書への記載

入札の適正な執行を確保するため、主管部課長は、予定価格調書に予定価格及び入札書比較価格のほかに「最低制限価格 ○○○円」と記載し、さらに、入札書と比較するため、最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格の110分の100 ○○○円)」と記載するものとする。

なお、単位は円単位とし、1円未満は切り捨てるものとする。

5 施行日

この運用は、令和8年6月1日以降に入札の公告又は指名通知を行う競争入札について適用する。

6 その他

業務委託に係る低入札価格調査制度（平成30年4月1日施行）については、最低制限価格の施行に伴い、廃止とする。